

# 北区都市建築物緑化促進事業助成金 の手引き

令和8年4月  
東京都北区

# 北区都市建築物緑化促進事業助成金の手引き

## 1. 助成対象者

北区内に屋上緑化等を造成する建物を所有する方又は法人  
ただし、以下の項目に該当する方は助成の対象となりません。

- ・前年度の住民税を滞納している方
- ・同種の他の助成金を受ける方
- ・販売による利益を目的とした建築物の緑化
- ・法令、条例、要綱等により設置を義務づけられている建築物の緑化（北区みどりの条例等）

- ◎ 分譲マンションの場合、共有部分については、区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議を必要とします（建物の区分所有等に関する法律第17条による）。
- ◎ 北区みどりの条例第20条に基づき、緑化計画書を提出する場合、基準を超えた分の緑化については、助成金を利用することができます。
- ◎ 過去に当助成金を利用していても、別事業の助成金については利用することができます。

|  |
|--|
| 例 過去に屋上緑化の助成金利用済で今年度壁面緑化の助成金を利用希望の場合<br>→ 壁面緑化の助成金利用可能です<br>過去に屋上緑化の助成金利用済で今年度再度屋上緑化の助成金を希望の場合<br>→ 屋上緑化の助成金利用不可となります。<br>ただし、施工場所が異なるものは除きます。 |
|--|

## 2. 助成要件・助成内容等

### （1）屋上緑化

建物の屋上に緑化区画を造成して、樹木等を植栽すること

#### ① 助成要件

- ・緑化区画面積が3㎡以上であること
- ・屋上に安全に出入りができること
- ・屋上に高さ1.1m以上の転落防止柵（簡易ではないもの）が設置されていること
- ・灌水を適切に行うことができること

- ◎ 緑化区画には、100リットル以上の可動式植栽基盤（プランター等）を固定して設置することを含みます。
- ◎ ルーフバルコニーは屋上緑化事業の対象とします。

## ② 助成内容

(ア) 緑化区画1㎡あたり20,000円(1㎡未満の端数は四捨五入)

(イ) 助成対象となる総経費の2分の1※

助成金は(ア)(イ)のうち低い方の額とし、かつ100万円を上限とする。(千円未満の端数は切り捨て)

※灯籠などの装飾物については助成の対象となりません。

## ③ 植栽可能な植物

樹木、多年草、芝

# (2) ベランダ緑化

建物のベランダに緑化区画を造成して樹木等を植栽すること

## ① 助成要件

- ・緑化区画面積が1㎡以上であること
- ・灌水を適切に行うことができること

◎ 緑化区画には、100リットル以上の可動式植栽基盤(プランター等)を固定して設置することを含みます。

## ② 助成内容

(ア) 緑化区画1㎡あたり20,000円(1㎡未満の端数は四捨五入)

(イ) 助成対象となる総経費の2分の1※

助成金は(ア)(イ)のうち低い方の額とし、かつ20万円を上限とする(千円未満の端数は切り捨て)。

※灯籠などの装飾物については助成の対象となりません。

## ③ 植栽可能な植物

樹木(その他の植物をご希望の場合はご相談ください)

### 【 ベランダ・ルーフバルコニーの違い 】

ベランダとは・・・建物の外に張り出した、屋根がある場所のこと。

ルーフバルコニーとは・・・下の階の屋根の上の部分で、屋根のない手すり付きの場所のこと。

※区別し難い場合はご相談ください。

### (3) 壁面緑化

建物の壁面にフェンス等を設置（※）し、つた等を這わせて緑化する事業

※樹木の根が壁面を侵食することを防ぐために、樹木を這わせるためのフェンス等を設置すること、または、建築物の外壁に補助器材等を施すこと。

#### ① 助成要件

- ・緑化部分が快適環境を創出する効果をもたらすもの
- ・灌水を適切に行うことができること

◎ 建築物に付随するベランダ等の壁面も含まれます。

◎ つた等の植栽基盤は、100 リットル以上の可動式植栽基盤（プランター等）を固定して設置することを含まれます。

#### ② 助成内容

フェンス等の面積1㎡あたり5,000円（1㎡未満の端数は四捨五入）

助成金は上記の金額と実際に要した経費のうち低い方の額とし、かつ20万円を上限とします（千円未満の端数は切り捨て）。

#### ③ 植栽可能な植物

つる性木本（アイビー〈セイヨウキツタ〉、テイカカズラ、ノウゼンカズラ等）

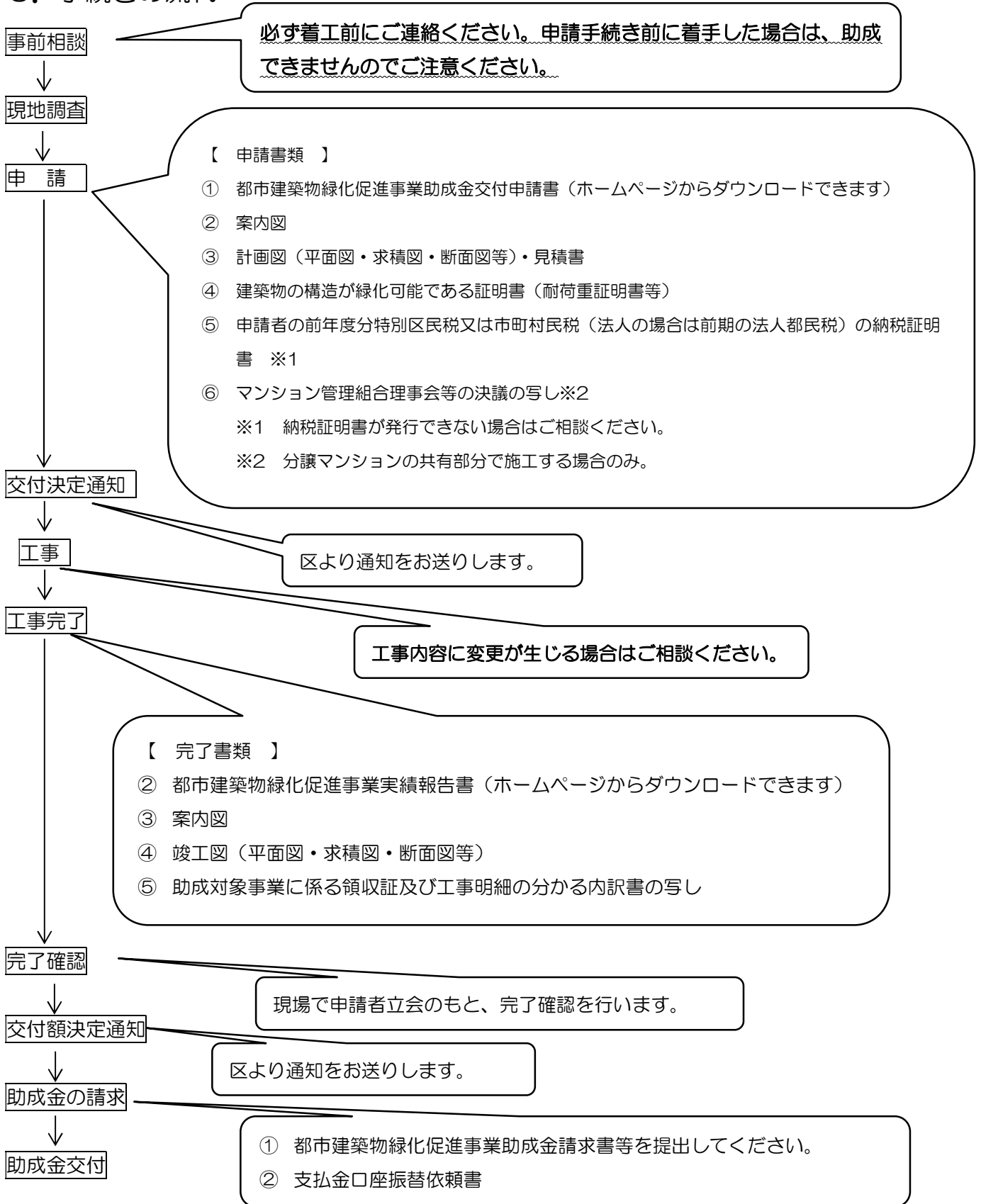
多年草つる植物（トケイソウ、クレマチス等）

（その他の植物をご希望の場合はご相談ください）

（耐荷重証明書の作成例）

|  |
|--|
| 年 月 日  |
| 耐荷重証明書   |
| （住所）（施主名）の屋上（ベランダ）緑化の工事において、建築物の屋上（ベランダ）耐荷重が（構造計算の地震平均荷重）KN/㎡まで、今回の屋上（ベランダ）緑化の荷重は（屋上緑化の平均荷重）KN/㎡である。 |
| よって屋上（ベランダ）緑化の工事をすることが可能であることを証明する。  |
| （建築士の法人名）  |
| （建築士の大蔵登録番号）（建築士の知事登録番号）   |
| （建築士で証明する者の氏名）   |

### 3. 手続きの流れ



助成金を受けた方は、設置した緑の適正な管理に努めてください。

お問い合わせ先

北区 環境部環境政策課 地域環境係  
〒114-0002 北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2F  
TEL : 03-3908-8618 FAX : 03-3906-8474